

鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業等が、県外のプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）を副業・兼業等常勤雇用とは異なる形態で活用する場合に、プロ人材が就業場所に移動するために要する費用に対し、予算の範囲内において、鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内中小企業等のプロ人材の確保と、プロ人材の活用による成長戦略の実現を支援することを目的とし、その交付については、「鹿児島県補助金等交付規則」（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) プロ人材

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材であって、主たる活動拠点、居住地を県外（日本国内に限る）に有するものをいう。

(2) 副業・兼業

就業者が雇用契約、委任契約又は業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して仕事を請負うことをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者のうち、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人拠点」という。）」を通じて、企業の生産性向上や経営課題解決のために県外在住（日本国内に限る。）の副業・兼業人材を雇用契約、委任契約又は業務委託契約等により活用し、当該人材が県内事業所を訪れて業務に従事する場合に、当該人材の移動に要する費用（交通費及び宿泊費）を負担した者であること。
- (2) 県等の補助金等の不正受給処分がなされていないこと又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (3) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を行う団体でないこと。
- (5) 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (8) その他、公序良俗に反する事業を行う者など、補助対象とすることが社会通念上不適切と知事が認める者ではないこと。

(補助金の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が自社の成長戦略の実現のため、プロ人材拠点の支援によりマッチングした県外のプロ人材を副業・兼業の形態で活用する事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 補助事業と同一内容の事業について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定しているとき
- (2) マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、プロ人材の知見・ノウハウを必要としない事業
- (3) 活用するプロ人材が、事業主、役員の3親等以内の親族であるとき

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、県外のプロ人材が、副業・兼業人材を活用する県内中小企業の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該企業が負担する当該人材の移動に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認める経費とする。

2 補助対象経費の詳細は、経費区分ごとに別表に掲げるとおりとする。

3 補助対象経費は、別途鹿児島県が定める「地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金」実施要領に記載のある期限までに支払いを完了した経費に限る。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内、補助限度額は30万円以下とし、申請者1件あたり、1回までの申請とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 交付申請については、次条の補助事業計画書に示された補助金の計画額を超えない範囲で申請することができるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定める期限までに、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金交付申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 役員名簿（様式第1号別紙2）
- (3) 雇用契約、委任契約又は業務委託契約を証する書類（契約書等の写し）
- (4) プロ人材が鹿児島県外在住者であることがわかる書類（自動車運転免許証や住民票の写し等）
- (5) 県税納税証明書のコピー
- (6) 誓約書（様式第1号別紙3）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金交付決定通知書」（様式第2号）により交付申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取下げようとするときは、交付決定の日から10日以内又は別途定める期限のいずれか早い日までに、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金交付申請取下届出書」(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第10条 交付の決定を受け補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、速やかに「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金変更交付(中止・廃止)申請書」(様式第4号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

なお、変更交付申請については、補助対象事業費が増額となった場合でも、当初の交付決定額を上限とする。

(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費について、総額の30パーセントを超えて減額変更を行う場合。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 知事は、第1項の承認を行った場合は、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金変更承認(中止・廃止)通知書」(様式第5号)又は「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金変更交付(中止・廃止)決定通知書」(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は別途定める期限のいずれか早い期日までに、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金実績報告書」(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金実績報告書(様式第7号別紙)

(2) 補助対象経費を支払ったことを証する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金交付確定通知書」(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金精算払請求書」(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) その他法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (5) 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。
- (6) 第3条第2項に規定するものに該当することが明らかになったとき。

2 前項の規定は、第12条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金交付決定取消通知書」(様式第10号)により補助事業者速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金を返還させることができる。

2 知事は前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第17条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者へ報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助事業が次年度以降に継続する場合の取扱い)

第19条 同一の補助事業が次年度以降継続する場合には、予算の範囲内において、最大3か年度補助対象とすることができる。

2 同一の補助事業が次年度以降継続する場合の申請手続き及び実績報告については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条の交付申請は、年度毎において行うものとし、各年度に交付する補助金額は、第6条第1項の限度額を超えないものとする。
- (2) 第11条の実績報告については、当該年度に係る実績を報告するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から改正し、改正後の鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業の地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区 分	対象経費
交通費	補助事業に従事するため、県外から就業地（県内に限る）まで公共交通機関で移動する際の交通費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）。 交通費の算定については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとし、往路、復路を対象とする。ただし、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外とする。
宿泊費	補助事業に従事するため、就業地（県内に限る）で宿泊する際の宿泊費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）。 宿泊費の算定については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとする。ただし、実際に要した額が条例に規定する宿泊料を超えない場合は、その額とする。